別添２

ふるさと納税の返礼品等の区域内において生じた価値の割合に係る一覧表

公表年月日　令和８年１０月２７日

（埼玉県神川町）

返礼品等の名称	区域内において生じた価値の割合（%）	区域内において生じた価値の割合の算出方法 ※１				返礼品等の製造・加工地 ※２	地方団体における調達費用（円）	一般販売価格（円） ※３
		標準的な算出方法	その他の算出方法					
				その他の算出方法の詳細	その他の算出方法とする理由			
豆ひめ詰め合わせセット	78.4	○				埼玉県神川町	3,240	3,288
デリーアラカルト（ギフトセット）	60.9	○				埼玉県神川町	3,051	3,848
バラエティセット（ギフトセット）	68.7	○				埼玉県神川町	3,726	4,979
デリーオールスター（ギフトセット）	68.4	○				埼玉県神川町	4,347	5,908
ヒノキの積み木セット	94.8	○				埼玉県神川町	5,698	5,700
家庭用デザインまな板　軽シック（ブラック／グレーのリバーシブル）	90.0	○				埼玉県神川町	3,500	3,500
家庭用デザインまな板　軽シック（ベージュ／ブラウンのリバーシブル）	90.0	○				埼玉県神川町	3,500	3,500
家庭用デザインまな板　チャーミィポップ（パステルブルー／パステルイエローのリバーシブル）	84.0	○				埼玉県神川町	3,400	3,400
家庭用デザインまな板　チャーミィポップ（パステルブルー／パステルピンクのリバーシブル）	84.0	○				埼玉県神川町	3,400	3,400
家庭用デザインまな板　チャーミィポップ（パステルブルー／パステルベージュのリバーシブル）	84.0	○				埼玉県神川町	3,400	3,400
食洗機用まな板　ハンディスタンド	82.0	○				埼玉県神川町	2,980	2,980
家庭用デザインまな板　シェルチョップ（スタンド色ピンク）	82.0	○				埼玉県神川町	2,980	2,980
家庭用デザインまな板　シェルチョップ（スタンド色　ブラウン）	82.0	○				埼玉県神川町	2,980	2,980
家庭用デザインまな板　シェルチョップ（スタンド色　ブラック）	82.0	○				埼玉県神川町	2,980	2,980
家庭用てまり寿司型　4つ子のてまりん	93.0	○				埼玉県神川町	8,000	8,000
神川梨のローホールケーキと梨のカップアイス	55.9	○				埼玉県神川町	6,800	6,800
【ショコラ味】神川梨のローホールケーキと梨のカップアイス	55.9	○				埼玉県神川町	6,800	6,800
手作り鬼面・表札	80.0	○				埼玉県神川町	30,000	30,000
手作り瓦「冬桜ふぶき・福顔」ランプシェード(大型)	76.2	○				埼玉県神川町	25,201	25,201
手作り鬼瓦「冬桜ふぶき」ランプシェード(大型)	80.0	○				埼玉県神川町	30,000	30,000
手作り鬼瓦「冬桜ふぶき」ランプシェード(中型)	76.2	○				埼玉県神川町	25,199	25,199
豆腐セット	71.3	○				埼玉県神川町	3,240	3,909
ヤマキ　醤油・味噌セット	60.5	○				埼玉県神川町	3,240	3,726
松田のマヨネーズ　ふるさとセット	62.8	○				埼玉県神川町	4,114	4,114
ドライカレーペースト２個セット（ギフトセット）	56.2	○				埼玉県神川町	2,700	3,599
デリースパイシーセット（ギフトセット）	62.7	○				埼玉県神川町	3,618	4,909
カシミールカレー５個セット（ギフトセット）	73.9	○				埼玉県神川町	3,834	5,249
コルマカレー５個セット（ギフトセット）	56.6	○				埼玉県神川町	4,914	6,700

※１　区域内において生じた価値の割合の算出にあたって、総務大臣が定める標準的な算出方法を用いた場合は「標準的な算出方法」欄に「○」を記載し、その他の算出方法を用いた場合は「その他の算出方法」欄に「○」を記載した上で、その算出方法の詳細及びその算出方法とする理由を記載すること。

なお、区域内において生じた価値の割合の標準的な算出方法は、下記のとおりであること。

算式

（Ａ－Ｂ）／Ａ

算式の符号

Ａ：当該地方団体による返礼品等の調達費用

Ｂ：当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用

※２　返礼品等の製造・加工が行われた場所について、国内の場合は都道府県名及び市区町村名（例：○○県○○市）、国外の場合は国名を記載すること。

※３　当該返礼品等を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載すること。なお、当該返礼品等が非売品である場合には、当該返礼品等の類似製品に係る通常の価格を記載すること。